



## 移住に関する支援

### 仕事に関する支援事業

#### UIターンの 就職支援の 流れ

1. 利用者登録
2. 就職相談
3. 応募資料作成支援
4. 面接対策支援
5. 内定・居住地決定

まずは、秋田市移住相談センターに「移住相談登録・求職申込」をしましょう。「移住相談登録・求職申込」は郵送・窓口・メールでも受付可能です。



#### 仕事を 探したい

##### ◆お仕事を紹介します

無料職業紹介所である「秋田市移住相談八重洲センター」では、求人紹介や紹介状の発行を行っています。エントリーシートなどの書き方や模擬面接などのサポートも可。詳しくはHPをご覧ください。

登録・利用は  
もちろん無料



##### ◆企業採用面接交通費等を 助成します！



##### ◆東京圏の大学等から県内企業へ 就職した方の交通費を助成しま す！



### 住まいに関する支援事業

#### 暮らしの拠点となる家探し

「住まい」といっても、市内中心街に近く融雪設備が整っているマンション、郊外の広々とした一戸建て、エリアも物件もさまざま。秋田市でどのような暮らしをしたいのかをイメージしながら、住まいを探しましょう。秋田市では、住宅リフォームなどへの補助金があるほか、「空き家バンク」では売買・賃貸物件の情報も提供しています。



#### 住まいに関するサポート

##### ◆秋田市空き家バンク制度

秋田市内の賃貸・売却を希望する空き家情報を、利用希望者へ紹介するサービス。秋田市暮らしを考えている人は、ご相談を。

問い合わせ：都市整備部住宅政策課 ☎ 018-888-5770



##### ◆秋田市住宅情報ネットワークサイト

秋田市内の不動産物件紹介のポータルサイトです。空き家バンクや不動産関係団体の不動産紹介サイトから物件を検索できるほか、補助金や移住定住の取組なども、紹介しております。



##### ◆秋田市移住者・子育て世帯定住推進事業

県外から移住する方等が親等の直系親族と新たに同居するために必要な住宅の改修等にかかる費用に対し補助します。

問い合わせ：都市整備部住宅政策課 ☎ 018-888-5770



##### ◆秋田市空き家定住推進事業

市外から移住する方等が、空き家バンクなどを利用して定住するための住環境整備にかかる費用に対し補助します。

問い合わせ：都市整備部住宅政策課 ☎ 018-888-5770





## 移住の補助金

支援金・助成金をもらうには  
まずは「**A→KITA登録**」を！



### 事業補助金 2.3. 重要ポイント

移住前に申請

県外から移住し、  
仕事を新たに始める方

申請は秋田市への転入日以前に行う必要があります。  
制度の詳細はQRコードを参照してください。

### 1. 東京圏移住支援事業補助金

#### ◆ 社会人等向け支援事業

東京圏から移住する方の引越等に要する経費を補助します。

対象世帯	単身世帯	60万円	対象経費	使途不問
	2人以上の世帯	100万円		
	子育て世帯加算(18歳未満が対象)	対象人数分加算あり		

#### ◆ 大学卒業生等向け支援事業

東京圏から秋田市へ移住する、一定の要件を満たす大学卒業者および大学院修了者の引越費用を補助します。

対象者	東京都内に本部がある大学等を卒業・終了してから1年以内に、秋田県内の企業に就業している方	上限10万8千円	対象経費	引越費用
-----	--	----------	------	------

### 2. 子育て世帯移住促進事業補助金

子育て世帯の住宅の新築・購入、賃借、転居の費用を補助します。

対象経費	ア 住宅の取得費用 イ 住宅の賃貸借費用※1 ウ 転居費用※2	補助額	30万円に同居する18歳未満の子1人につき、10万円を加算した額が上限
------	---------------------------------------	-----	-------------------------------------

※1 礼金、保証料、仲介手数料、2か月分未満の家賃

※2 家財道具等の購入費、処分費を除く

### 3. 若者移住促進事業補助金

若者(40歳未満)の住宅の新築・購入、賃借、転居の費用を補助します。

対象経費	ア 住宅の取得費用 イ 住宅の賃貸借費用※1 ウ 転居費用※2	補助額	1人当たり上限15万円 複数人世帯は上限30万円
------	---------------------------------------	-----	-----------------------------

※1 礼金、保証料、仲介手数料、2か月分未満の家賃

※2 家財道具等の購入費、処分費を除く